

子どもの権利条約



〔目次〕

- 子どもの権利条約
またもや継続審議に ……1
- 子どもの権利委員会
第5会期(94.1月)報告 ……2~4
- ホンジュラス留学記 ……4~5
- CWA日本委員会
群馬子どもの権利委員会 ……6
- 権利条約フォーラム報告
シンポジウムから ……7
- 会員の声 ……8

題字イラスト/土田義晴

子どもの権利条約

またもや継続審議に

昨年一月二六日の閣議決定で再提出された権利条約の批准承認案件は、その後一月三日に衆議院において趣旨説明のあった後、まったく審議されないうまま一九九四年一月二九日、次期通常国会に継続審議されることになった。

朝日新聞九四年一月一四日付によれば、「政治改革関連法案をめぐる与野党攻防のあおりで、二九日の会期末までに衆院外務委員会での実質審議ができなくなったため」とであるという。

一九九二年三月一三日にこの条約批准承認案が閣議決定されて以来丸二年となった。この間、実質審議がなされたのは九三年四~六月の通常国会のみであり、これとても衆議院解散のあおりで廃案となってしまった。これまで、九二年春の通常国会はPKO問題で、その年の秋は佐川急便事件でまったく未審議のまま継続審議となっており、今回の「コメ騒動」と「政治改革」問題での継続審議をふくめて三回も国民の期待を裏切ったことになる。「審議未了」ならばまだしも、まったく未審議のまま「たなざらし」状態にしておくことは、いかにも子ども、未成年者が軽んじられているといわざるをえない。

なお、再提出された条約批准承認案

件に付された訳が三カ所訂正されたこと(前号参照)については思わぬ波紋がひろがっている。読売新聞九三年一月二二日付では、「外務省『翻訳ミスはプロの恥』—児童権利条約失敗で教訓」の見出しで、外務省が年内にも条約の翻訳ミスをチェックする体制を強化するため「訳文審査委員会」(仮称)を省内に設置すると報じている。この記事によれば、「三カ所にわたる異例の訳文訂正に追い込まれたという『専門家集団にはあるまじき失敗』(外務省幹部)への反省から」であるといわれる。ただし、誤訳チェックの方法については、「訳文を事前審査する第三者機関の設置を求める声もあったが外務省は『条約の翻訳作業は政府が行うべきもの』との立場」から省内設置となった。

(喜多明人)

5・5 子どもの日トークのお知らせ

子どもの権利条約ネットワーク恒例の「子どもの日トーク」(仮称)は、例年どおり、九四年五月五日午後、カンダパンセ(水道橋駅徒歩五分)にて行なわれます。企画未定。

て作戦計画の策定や図上の模擬演習を十日間にわたって行う。共同統合指揮所演習は今回で八回目。

子ども条約、継続審議へ

十八歳未満の子どもに幅広い権利を認める「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が今国会でも批准できず、継続審議になる見通しとなった。外務省幹部が十三日語ったところによると、政治改革関連法案をめぐる与野党攻防のあおりで、二十九日の会期末までに衆院外務委員会での実質審議ができなくなったためだ。



政を中長期的に展開するための考え方をまとめた「環境政策大綱」を発表した。住宅や社会資本を整備する

子どもの権利委員会第5会期(94.1月)報告

前号で報告した第四会期に引き続き、子どもの権利委員会の第五会期が九四年一月一〇日(二八日)にかけてジュネーブで開催された。今回報告審査が行なわれたのは、メキシコ、ナミビア、コロンビア、ルーマニア、ベラルーシの五か国である(当初はフランスとパキスタンの審査も予定されていたが、両国の申し出により延期された)。それぞれの報告審査でどのような問題に焦点が当てられたかを簡単に紹介する。

1、各国の審査の状況

メキシコ：

社会的公正の実現を迫る

他のほとんどのラテンアメリカ諸国と同様に、メキシコでも貧困の問題が社会を暗く覆っている。一月には南東部のチアパス州で先住民によるものとされる武装蜂起が勃発したが、それも先住民の貧困問題に社会の目を向けさせることが主たる理由とされた。

条約第二条が財産に基づく差別を禁じていることもあり、また貧困が児童労働を始めとするさまざまな問題の大きな要因になっていることもあり、委員会はこの問題をとくに重視し、社会

的公正の実現を迫ってきた。メキシコ政府に対して、「報告書には、とくに非都市部の貧困者を救うための具体的措置が記されていない。市場経済だからといって政府に責任がないということではなく、もっと決意を示してもらわなければならない」と厳しい指摘を行なっている。

そのほか、家庭内虐待や警察による暴力なども他のラテンアメリカ諸国と同様に問題とされた。チアパス蜂起で警察権力の濫用がなかったかについてもチェックされている。



ナミビア：

植民地時代の遺産の払拭

九〇年三月に南アフリカから独立した同国は、その旧弊を取り除くべくユニークな試みをいろいろと続けている。なかでも興味深いのは、生徒の意見表明権を保障するための制度が充実していることである。

生徒には、学校運営当局・親・教育委員会と協議をし、懲戒を含む学校方針について生徒の意見を考慮するように求める権利が法律で認められている。また学校は、成績や課外活動の評価に直接影響する決定について生徒からの不服申立てを受けつける手続を設けなければならない。体罰は当然禁止されており、かわりに「内部からの規律」が強調される。突っこんだ議論は交わされなかったものの、委員会もこうした取り組みを高く評価していた。

問題点としては、慣習法と近代法の食い違いをどうするかというのが大きな課題のひとつである。慣習法のなかにはとくに女性に対して有害な影響を及ぼすものがあり、積極的な対策が求められる。この点について、同国は共

同体の指導者を啓発するところから手をつけているとのことである。

コロンビア：

子どもたちへの暴力

コロンビアの報告審査では、メキシコ以上に暴力の問題に焦点が当てられた。麻薬取引にもなう暴力的な環境、家庭内での虐待、警官による拷問、臓器売買が目的ではないかとささやかれる子どもたちの失踪……。書いているだけで気が滅入ってくるような状況が子どもたちを覆っている。

政府も子どもは非暴力的に育てられなければならないとの態度をとっており、親の態度を変えるための啓発事業を各種行なっているというのだが、政府代表が言うところの「制度化された暴力」はなかなか変わりそうにない。学校でも体罰が頻発しているという。とくに家庭での虐待はストリート・チルドレンを生み出す要因のひとつもなっており、委員からは強力な実施措置が求められていた。

子どもの失踪が相次いでいることに関して、眼球などの臓器売買を目的とするシンジケートが存在するという報道もなされている。しかし政府はそのような事実を確認しておらず、病院での監視体制もしっかりしていることから売買は不可能との立場をとっていた。委員会はこの点についての突っこんだ調査を同国に対して要請している。

ルーマニア… 大きな転換期

八九年の東欧革命でチャウシエスク独裁政権が倒れて以来、ルーマニアは民営化を中心とする市場経済への移行、そして脱中央集権化へと大きな転換期にある。脱中央集権化からんでとくに問題になったのは、中央政府と地方の責任分担および調整・協調をどのように行なっているかという問題である。

子どもの権利を保障するためには各行政機関が効果的な調整・協調を行なう必要がある、そのための調整機関や監視機関を設置する必要があることはこれまでも委員会がしばしば強調してきた。そういう体制は中央と地方との関係でも必要とされる。委員からも、「政府は地方にも責任があり、民営化の状況のなかで子どもの権利水準が低下しないようにするためにどのような措置をとっているのか」という質問が出されていた。しかし、従来の中央集権体制からの脱皮にはかなりの困難がともなっているようである。

もうひとつ、「ジプシー」と称されることの多いロマの子どもの教育についても問題になった。ルーマニアでは、ロマの子どもたちの半数近くが学校に行っていない。政府代表は「ロマの親たちは子どもを学校に行かせたがらないから」と弁解していたが、これに對

しては委員から「学校に行かせたがらないのは学校にロマを嫌う雰囲気があるからではないか」と厳しい批判が出されていた。

ただし、とにかく学校に行かせることが解決だとする委員会の姿勢には疑問がないでもない。委員には個人的に指摘しておいたが、もっとインフォーマルな形で教育も考慮に入れる必要があるのではないか。

ベラルーシ… チェルノブイリの残滓

ベラルーシ(旧白ロシア)の報告審査でとくに印象に残ったのは、旧ソ連時代の八六年に起こったチェルノブイリ原発事故の影響に関する議論である。同国は、全土の二〇%が汚染され、人

口の五人に一人が影響を受けたこの事故を、四人に一人が死んだ第二次世界大戦に次ぐ大災害として位置づけている。

しかし、ベラルーシとして独立するまでは旧ソ連の肩にかかっていた対策費を今度は自分たちで負担しなければならなくなり、多くの国際援助を得ていながらも資源がどうしようもなく足りない状況にあるとのことである。こうした分野での国際協力が待たれる。

なお、同国では九三年二月一四日に「子どもの権利法」が公布された。その第二条で「憲法に次いで、子どもの権利および利益に関する他の立法の根拠となる」と規定しているところからして、まさに子どもの権利基本法的な性格を有するものと言えよう。

2、浮上した問題点

以上、各国の報告審査で交わされた議論のほんのさわりを報告した。しかし、今会期では委員会がこれまで抱え

てきた問題点がますます明らかになってきたことも指摘しておかなければならない。

まず第一に挙げなければならないのは、審査時間がこれまでの会期よりも縮められたことである。これまで一國あたり三会合(九時間)かけて審査を行っていたのが、今会期には二会合(六時間)、長くてもせいぜい二会合半(七時間半)しか時間が割かれないうようになった。九時間でさえ充分な審査

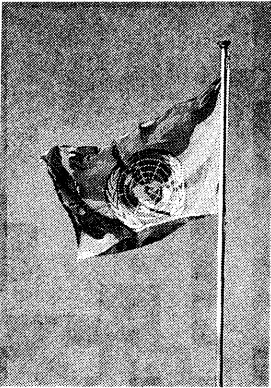


国連欧州本部(ジュネーブ)

は望めないのに、さらに七時間半に縮めたとあってはますます満足のいく審査が困難になってしまふ。

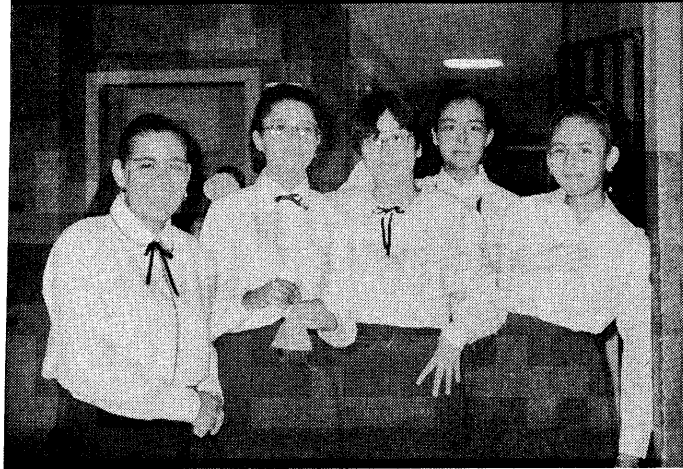
したがって、審査はどうしても一般的な立法・政策・実施機構などのほか、委員会が関心を抱く分野(とくに困難な状況にある子ども)に集中しがちで、とくに教育の問題などはまったく言っていないほど審査の対象にならない。教育の持つ重要性は委員もよく承知しているはずなのだが、緊急を要する課題がどうしても優先されてしまふ。

(しかし、これまで宗教の自由を除いてはあまり議論されなかった市民的権利については、とくに結社・集会の自由などの分野で以前より議論されるようになった。たとえば、子どもの組織が政治的活動を行なうことを禁じてい



翻る国連旗

ホンジュラス留学記



子どもたちの「大統領選挙」

和田 洋子

(高校生/ネットワーク事務局)

「お元気ですか。日本の冬はとても寒いです。雪まであるんだよ」とホンジュラスの妹に手紙を書いた。妹といっても血がつながっているわけではない。私がホンジュラスにいたときのホスト・シスターである。

私は一九九三年の二月の初めから四年の一月まで中央アメリカのホンジュラス共和国という小さな国に留学していた。そもそもどうしてそこへ行き始めたかと言うと、一言でいえば自分を強くしたかったから。二年前の私は学校が大嫌いだだったので休んではかっていたし、親ともうまくいっていなかった。そのとき私は自分が周りの人々にどれだけ甘えているか痛いほど知っていた。しかし、すでに自分自身をコントロールできなくなっており、何をすべきかわかっていても実行できなかった。そこで、私は親に留学させてほしい

と言った。それは決して逃げるのではなく、誰も助けしてくれる人もない、言葉も通じない所でひとり生きてみたかったからだ。私は自分がひとりになることによって、自分が自分の弱さに立ち向かうようになることを願っていたのではないかと思おう。

ホンジュラスを選んだ理由は、スペイン語をやったことと、日本からの留学生の派遣が初めてということとで未知の国だと思ったから。行ってみたら本当にすごい所で（東京に比べる）、日本という「常識」と呼ばれるものがほとんど必要なかった。たとえば、洗濯物を機械で洗わず洗濯板で洗うとか、使用済みのトイレット・ペーパーは水に流せないとか。ちょっとしたことだが、慣れるまで少し抵抗があった。でも、いまではとてもなつかしい思い出である。

（3頁からつづく）
ベラルーシの報告審査では、ある委員が「条約と矛盾する」との指摘を行っている。（中略）

さらに、派遣されてくる政府代表が必ずしも適切な人物ではなく、委員の質問に的確な答えがでない場合が多いことも問題をさらに大きくしている。今会期について言えば的確な人物を派遣してきたのはナミビアぐらいで、あとは要領を得ない受け答えが目立った。

こうした決定をカバーするため、今会期から委員会は、事前に送付される質問票に対して必ず文書回答を用意するように要請している模様である。しかし言語の問題からそれを読めない委員もあり、せっかく事前に文書回答が配布されても十分に活かすことができていない。さらに、文書回答は審査の場ではNGOには配布されないことから、「公開かつ建設的対話」という委員会の根本精神も充分実現されていない状況にある。

さらに、報告書作成のためのガイドラインがこれまで簡潔に過ぎたことから、委員会は各条に関するコメント（簡単な解説）を作成中である。四月に開かれる第6会期で採択される予定であり、これが公表されればもう少し整った報告書が提出されるようになるかもしれない。

また、各国際機関との協力態勢もさらに整えようとしている模様である。今会期には、国際刑事警察機構（インターポール）の代表が出席して協力態

勢のあり方について具体的な提案に基づいて意見交換を行なう機会もあった。第六会期は四月四日から二二日にかけてやはりジュネーブで開催される（パキスタン、フランス、ホンジュラス、ブルキナファソ、アルゼンチン、ノルウェーなどの報告が審査される予定）。こうした問題点がどこまで改善されるか、またさらなる改善のために私たち日本のNGOがどのように協力できるか、審査に耳を傾けてあらためて考えてきたい。（平野裕二）

まだ残る

「黒人差別」

それでは「ご存じない方がほとんどだ」と思うので、ホンジュラスの基本事項をお教えしよう。面積は一二・〇八八億で日本の三〇％くらい。人口は福岡県より一二万人少ない四六〇万人。公用語はスペイン語で、人種構成はメステイソ（白人とインディオの混血）が九一％と圧倒的に多く、他はインディオ六％、黒人二％、白人一％といわれている。こういう言い方をするのは変だが、肌の色が白っぽい人達はだいたいお金をもっている。街でよく見かける、道路に寝ている人達やストリート・チルドレンはみんな浅黒い色の肌だ。日に焼けているせいもあると思うが、そういった意味で肌の色で人種差別が激しい。

私の身近な人では、私のホスト・ファミリー（以下Papá）が黒人を極端に嫌っていた。クリスマスの日に、妹の友達（男の子だった）があいさつに来たとき、彼が帰っていく姿をPapáが見てしまつて、黒人は絶対家には入れない」と叫んでいた。Papáは彼のことをよく知っていた。しかし、彼は黒人ではなくメステイソだったのだ。ただ

ちょっと肌が浅黒かったというだけで。このとき、私はホスト・マザー（以下Mami）に、私は黄色い肌の色をしていなければならない、Papáは私のことをどう思っているの？と聞いてみた。するとMamiは、「Papáは日本人のことをとても頭がいいって言ってるわ。だから、あなたは別よ。黒人とは違うのよ。安心して」と言った。私は何が違うんだよ、と悔しいやら情けないやらで考えこんでしまった。このことについて私は何もホスト・ファミリーに言わなかった。彼らの考えを尊重するなら、その方がいいと思つたから。

その後少ししてから、Mamiは私に「自分は差別反対だ」と言ってきた。それまでMamiがPapáと同じ考えだと思つていた私はものすごく驚いたと



en el musec. グアテマラの博物館で 右の女の人はおばさん

同時に、ホンジュラスにおける家族についてのひとつの新事実に気づいたのである。それは、「父親の存在が絶対的なものであること」だったのだ。日本の昔のように。だから、私のMamiやお姉さんや妹たちもPapáがまわがたことをしているのを知っていたけれど、何も言えなかったそう。そういうえばMamiが、ほとんどのストリート・チルドレンの親たちは子どもたちを働かせて、自分たちはお酒を飲んだりして遊んで暮らしていると言っていた。そのことからホンジュラスでは「親には逆らえない」らしい。

子どもたちによる

「大統領選挙」

しかし、この国は子どもの権利条約

を批准しているのだ（編集部注・すでに子どもの権利委員会に報告書も提出している）。いままでそれに関してほとんど目立った動きはなかったようだが、私がいたときおもしろい試みがあったので最後にそれをご紹介します。それはちょうど四年に一度の大統領選挙（国民投票）にさきがけて行なわれた子どもたちによる、子どもたちのための大統領選挙だった。候補者はおとなたちの選挙に出馬したのと同じ顔ぶれで一

党から一人の候補者を立てていた。この選挙は一月二日に八歳から一三歳までの子どもを対象に行なわれ、大統領と市長を選んだ。方式は投票用紙に書かれている党旗の下に×印をするというもの。ただ、候補者の顔などまったく書かれていないので、子どもたちは党旗を覚えなければいけなかった。

このことについてMamiいわく、「子どものための選挙と言っているけれど、ほとんどの子どもは親たちの支持しているところに投票するのだから、言ってみれば選挙のリハーサルなのよ。そこで勝てれば本番も勝ち」と、子どもたちがあたたかも親のいいなりになって、同じ人にいれているかのように言っていた。しかし、それは事実で結果はおとなの方も子どもの方も共産党が勝つた。しかし、これから、もし子どもの方とおとなの方が違う党が勝つたら、すぐおもしろくなると思う。（いままにそうなるから、楽しみに待つてなさい、おとなたち）

さて、そろそろ今回はもう失礼する時間である。この一年間はこれまで生きてきたなかで、一番つらかった。しかし、それだけに得るものも多かったと思う。いろいろな物の価値観が変わつた中で、私の子どもたちの権利条約に関する考え方も変わった。日本人の意識改革（なんか難しい言葉だが）を、条約によってしてみたいなあと考えている。そのため、これからもどうぞお願いします。

アジア各地の街角で、働く子どもたちの姿を目にすることが出来る。都会の通りで花や新聞などを売る子ども。大人の五分の一の賃金で建設現場で働く子ども。零細工場で一日一時間休みなく、暗く、危険な環境で、十分な食事も与えられず働く子ども。プランテーション農園で強い農薬を浴び、炎天下長時間働く子ども。そして、まだ青い「性」を病気の危険にさらされながらも売る子ども……。

アジア各国の法律が「子どもの労働」を禁止しているが、貧困の中、家族を禁じてはいるが、自分の権利にまでもたちは働かざるを得ない。自分たちの権利にまだ無知で、従順な子どもたちは、利益ばかりを追求する大人社会の格好の餌食となる……。そんな子どもたちの状況を少しでも改善するために、働く子どもたちのための相談窓口やクリニックの開設、識字教育や給食サービス、また、悪質な雇用者の警察への通報、労働環境改善のための雇用者との協議、労働災害に関する裁判の支援、「子どもの権利」に対する意識の普及等……。「国」、「地域」、そして団体の規模によって内容はさまざまだが、アジア各地で小さなNGOが特徴を持った活動を展開している。

こうしたNGOの役割をより強化するネットワークを促進するために、一九八五年にタイで設置されたのが「Child Workers in Asia (略称CWA)」である。今日、CWAにはフィリピン、

タイ、ラオス、インドネシア、マレーシア、インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパール、香港の一〇ヶ国のNGOが加盟、また、国連ユニセフやILO、多国籍的に活動するセーブ・ザ・チルドレン、チャイルド・ホープ、エクパット、アックフォードなども常に協力し、

一、働く子どもたちの実態を伝え、児童労働に対するアジア内外の意識を高めることを目的とした「ニュースレター「Child Worker in Asia」」の発行(年四回)。

二、現場で働くフィールド・ワーカーの交流と教育を目的としたエクステンジ・プログラムの企画。

三、各国のNGO間の協力を強化するためのセミナーの開催。

四、各国の担当者や、国際機関とNGOとの共同プロジェクトの推進。

五、働く子ども自身を含めた「子どもの権利条約」の広報、普及活動。

などの充実した活動を行なっている。

CWA日本委員会はCWAの活動を支援し、働く子どもとは日本人の生活がどう関わっているのかを調査研究することを目的としている。現在「パーム椰子プランテーションで働く子どもたちと日本における地球にやさしい洗剤との関わり」をテーマに調査活動を行なっている。また「ニュースレター(英文)」の購読者を広く募集している。

(日本委員会事務局 園田京子)

群馬子ども権利委員会

「群馬子どもの権利委員会」は一九九二年の秋、『子どもの権利条約』の早期批准を求め、その締約後は条約の誠実な履行を監視する市民レベルの団体として結成されました。その呼びかけに「委員(会員)」が百人になったら「百人委員会、五百人になれば、五百人委員会」として活動の輪を広げよう」とあるとおりの個人加入の組織です。

それから一年。委員の数はようやく三百人を越えました。四回を重ねた委員会(総会)では子どもの人権について学習しながら、委員会の会則、役員や活動方針などを決定して組織体制を整えました。季刊ベースの「会報」も一月に第四号が出ました。

この間に、新聞報道や直接訴えを受けて委員会が察知した子どもの人権に関わる事例(私服で登校した生徒を教室に入らせず授業を受けさせなかった高校や教師の体罰問題など三件)について調査し、学校長等に申し入れを行なうということもありました。

願みるとあっという間に過ぎた一年です。活動はやっと緒についた段階で課題は山積しています。「ネットワーク」を通して各地域のグループと連携しその先進的な活動に学びたいと期待

しているところです。

課題の一つに「会員の拡大」がありますが特に当面の問題は青年層(高校生)の加入の促進です。これまでの私たちの呼びかけの不十分だったことはもちろん否めませんが、校外の組織と関わりをもつことに対するアレルギーが学校当局だけでなく生徒たち自身にも強いのではなからうかという気がするのは群馬だけのことでしょいか?

現在、委員会の運営にあたっては世話人たちは、医師(代表)や小中高の元・現教師、自営業、元家裁調査官等々多岐にわたっています。それぞれ忙しい日常をやりくりして委員会の仕事に取り組んでいます。平均年齢が高、若い活動家の参加を待望してはいます。

また専用の事務所がないこと、メンバーの常駐体制がとれないことなども不便なのですが、何よりも一月からの郵便料の値上げは財政を大きく圧迫しておりいま最も頭を痛めている問題になっているのは、どのグループにも共通の悩みでしょう。(世話人 友重淑郎)

◆千羽 前橋市大手町三ー一ー〇

群馬県教育会館三F

高校教育研究所 気付

群馬子ども権利委員会

権利条約にもとづく国際協力のすすめ—フォーラム・シンポジウムから—



風景を『世界の子どもたちの手に条約を』シンポジウムから
 景の澤良世さん(国際精神里親運動部)、提案者の澤良世さん(国際精神里親運動部)、提議者の澤良世さん(国際精神里親運動部)、吉峯康博(日弁連)、栗野真造(ユニセフ駐日事務所)、小川左さん(ユニセフ駐日事務所)、小林毅さん(国際精神里親運動部)。

昨年一月二〇日、二一日に開催された「子どもの権利条約フォーラム」の一日目、最終プログラムとして、シンポジウムが行なわれた。

「世界の子どもたちの手に条約を」と題されたこのシンポジウムは、国際子ども権利センターの代表である栗野真造さんを司会に、ユニセフ駐日代表事務所広報官の澤良世さん、CCWA(国際精神里親運動部長)の小林毅さん、そして弁護士であり日弁連子どもの権利委員会事務局長の吉峯康博さんの三人をパネリストとして始まった。

まず、澤さんからは、ユニセフ活動に関わる子どもの現状が述べられた。現在、一八歳未満の子どもの七五%、五歳未満の子どもの九〇%がいわゆる

途上国で暮らしており、さらに五歳未満で死亡する子どもの九八%九九%が途上国で占められている。そして途上国の子どもの三人に一人が栄養不足であり、学校に行けない子どもが一億人、その三分の二が女の子であるという。子どもの権利条約はこうした現状を背景として作られ、子どもの権利を守るために国際協力の必要をうたっている。実際、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ地域の国々は、採択後早い時期に批准しており、子どものための国際連帯に大きな期待を寄せている。ユニセフは条約に名前の出ている唯一の国際機関であり、多くの国々で活動してきた。その内容は、条約の六条・二四条・二七条に対応する生存・発達・保健衛生・栄養に関わる分野であり、対象となるのは主に乳幼児であった。しかし、乳幼児期の子どもの命を救うことができて、その子どもが出ていく社会は様々な問題を抱えている。そこで、八〇年代半ばより「特に困難な状況にある子ども」に対する取り組みが始まった。具体的には、ストリートチルドレン・児童労働・児童売春・少年兵などの問題であり、条約一九条・二〇条・三二条・三八条に関連する。このようにユニセフは、対象となる子どもの年齢を広げ展開しているが、それでも条約の一部に対応しているにすぎない。いまのところ市民権や意見表明権に関する国際機関はなく、WHOやILOも条約に対する発言がまだない。これ

からはユニセフ以外にも、子どもの権利を守るための国際的な動きが必要であるといえよう。

つぎに、弁護士の吉峯康博さんから、日本国内の子どもの状況についてお話があった。「子どもの人権一〇番」には、この八年間で四〇〇〇件の電話がかかってきており、従来の校則や体罰の問題をはじめ、最近ではじめに関するものが増えてきており、かかってくる電話の三〇%以上が子ども自身からのものだという。こうした現状から考えると、国内で子どもの権利に関する十分な情報をゆきわたらせるとともに、子どもの声に耳を傾けるようなシステムを作り、それを公的な場面に反映させていくオンブズパーソン

●子どもの権利条約フォーラム'94の準備はじまる

去る九四年一月二一日、「子どもの権利条約フォーラム'93最終実行委員会が開かれ、フォーラム'93の活動総括、決算、『記録集』の刊行準備などについて話し合われた。その際フォーラム'94の開催について、(1)九四年一月二六・二七日を第一候補日とする。(2)東京で開催する。(3)フォーラム'94実行委員会の発足は今年五月とし、その準備として、二月より実行委員会準備委員会を発足させる(第二回準備委員会は三月一七日午後六時半)ことなどを申し合わせた。

CCWAの小林さんは、まず条約の国際協力活動に対する意味について触れられた。具体的にCCWAが対象としているフィリピンの場合、一九九〇年に批准がされているが、それが政府の動きとしてどういう形で出てくるのか、こちらからどう働きかけられるのか、といったことを考えなければならぬ。これからNGOにとって条約の趣旨に沿った活動を目指すことが課題だということだった。また、「子ども公聴会」の際に話のできた統合教育を取りあげ、障害をもつ子どもだけでなくむしる障害をもたない子どもが統合教育という実践的な教育の場で学ぶことがとても大切であるように、国際協力においても援助する側にこそ成長の必要がある、ということであった。

これらの発言を受け、司会の栗野さんが「最近よく国際協力という言葉が耳にするが、ただ国際協力をすることがいいことだ、という考え方だけで行なってもいいのか。大事なのは個人の意志なのではないか」とまとめられた。

時間的に余裕がなく、会場とのやりとりは充分にできなかったが、子どもの権利に対する取り組みを国内にとどまらず世界へと広げ、国内・海外の問題双方を同時にとらえていく視点を与えてくれたように思う。

(文責 大野順子・栗本敦子)

編集後記

◆事務局だよりに書いてある通り、今号から本誌の発行は偶数月の15日付とすることになりました。ご了承ください。◆今号より版下作成が平野の手を離れ、フォーラムの事務局に加わってくれた武内さんが勤めておられるCIPサコにお任せすることになりました。今年から子どもの権利委員会の傍聴が年に3回(計9週間)になり、かつ新たにDCI日本支部の事務局次長も務めることになってますます多忙になるだけに、たいへん助かります。◆ところで、今年は国際家族年。厚生省も子育て支援事業を打ち出したりしていますが、どうも「少子化対策」ばかりが前面に出ており、子どもの権利という視点から家族のあり方を考えていこうという姿勢がほとんどありません。子どもの権利条約でも家族の重要性が非常に強調されているのはご承知の通り。そういう視点からの論議も深めていきたいものです。

(2月21日記/平野裕二)

『子どもの権利条約』No.12

1994年2月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/午前11時~午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 東京8-750150

★印刷



会員の声 大声、つぶやき フツの声



ネットワークに入会してから一年、その間二回も国会での批准が見送られ再三期待が裏切られて、気持ちがあえあえしてしまっただけか、ネットワークのニューズレターにも最近、今ひとつ元気が感じられません。

元気をだしなれば! 元氣、元氣 私たちの活動は批准が目的(ゴール)ではなかったはず。子どもたちのために、この条約のために、何かできることが必ずあるはず。一つ提案ですが、全国にいる会員が、子どもたちの声を拾って歩くというのはどうでしょう。たとえば、児童館な

子どもたちの集まりそんな所へ出かけて行って、直接対話してみたらどうかと思うのです。子どもたちに話をする(意見を言う)機会を作って、聞いてあげることこそ、この条約の主旨ではないでしょうか。だまって情報を守つただけではなく、具体的にどんな情報がほしいのか、もつとみんなで見聞を出し合ひましょう。みんなが少しずつ元気を出して、この条約が子どもたちにとって良いものになるよう頑張りましょう。

(東京 北原希代子)

この条約の批准に向けて、志を持つ方々と共に、子どもの権利条約を見つめ、歩んでゆきたい。そして、保母として、より良い子ども達の幸せを追求してゆきたいと思えます。

学生(船橋市) 桜井東紀

子どもの権利条約の精神が教育の現場に少しでも影響を与え、それを変え

ていく力になればと願って、地域で努力していきたいと思っています。

大学教員(中野区) 山本正明

担当する学生たちに「権利条約」をまず読んでもらい、その感想をレポートしてもらってから始めています。とにかくねばり強く、継続した取り組み

みが必要との思いを深くしているところです。

大学教員(豊島区) 富田博之

▼ニューズレター

発行月変更のお知らせ

これまでネットワーク発行の『ニューズレター』は毎月一五日の発行でしたが、ネットワーク恒例イベントが五月(こどもの日トピック)と十一月(子どもの権利条約フォーラム)に行なわれ、かつジュネーブの子どもの権利委員会取材(平野裕二編集長)も一月、九月に集中するため、やむをえず偶数月一五日発行とさせていただきます。あしからずご了承下さい。(喜多明人)

▼ネットワークへの

ご援助をお願いします。

これまでネットワーク事務所で会員の方々の好意で使わせていただいた備品、とくにコピー機、FAXなどが故障しがちとなりました。リソグラフなどを含め、買いかえ期をむかえて古くなった機器がありましたらご提供いただければ幸いです。

また、ボランティアを募集しています。可能な方は、事務所(毎週月曜一時~四時)までご一報ください。(事務局より)